

せるため必要な措置をとることを命ずることができる。

第三章 雜則

(土地の立入り) 第十一条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため地下水流又は地盤の状況に関する測量又は実地調査を行なう必要がある場合においては、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定によりその職員に他の土地に立ち入らせようとする場合においては、立入りの日の五日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入りの際あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、第一項の規定による立入りをしてはならない。

第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

国又は都道府県(指定都市の区域内にあっては、指定都市。以下この条において同じ。)は、第一項の規定による立入りにより他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

前項の規定による損失の補償については、国又は都道府県と損失を受けた者が協議しなければならない。

前項の規定による協議が成立しない場合には、国、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

第十二条 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(報告の徵収) 第十三条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要がある場合には、指定地域内において建築物用地下水を探取している者に対し、建築物用地下水を採取するための設備の構造及び建築物用地下水の採取の状況について報告を求めることができる。

(立入検査)

第十四条 都道府県知事は、この法律による権限を行なうため必要な限度において、その職員に、建築物用地下水を採取するための設備の設置の場所又は当該設備により建築物用地下水を採取する者の事業所若しくは事務所に立ち入り、当該設備その他の物件を検査させることができる。

環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(意見の申出) 第十五条 都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長)は環境大臣に対し、市町村長は都道府県知事に対し、それぞれ当該地方公共団体の区域内における建築物用地下水の採取による地盤の沈下の防止に関する意見を申し出ることができる。

(国等の援助) 第十六条 国及び地方公共団体は、許可揚水設備により採取される建築物用地下水を使用する設備を地下水を使用しないものに改造することを促進するため、当該改修につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(罰則) 第四章 罰則

第十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の許可を受けないで指定地域内の揚水設備により建築物用地下水を探取した者

二 第十条第二項又は第三項の規定による都道府県知事の処分に違反した者

三 第十二条の規定による届出をした者

四 第十六条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)第七条、第八条第三項又は第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十七条の規定による届出をした者

六 第十八条の規定による届出をした者

七 第十九条の規定による届出をした者

八 第二十条の規定による届出をした者

九 第二十一条の規定による届出をした者

十 第二十二条の規定による届出をした者

十一 第二十三条の規定による届出をした者

十二 第二十四条の規定による届出をした者

十三 第二十五条の規定による届出をした者

十四 第二十六条の規定による届出をした者

十五 第二十七条の規定による届出をした者

十六 第二十八条の規定による届出をした者

十七 第二十九条の規定による届出をした者

十八 第三十条の規定による届出をした者

十九 第三十一条の規定による届出をした者

二十 第三十二条の規定による届出をした者

(地盤沈下の著しい地域に関する特例)

二 この法律の施行の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第二項、第四条第五項、第十一条、第十二条、第十五条、第十八条第二号及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

一 この法律は、平成五年一月一二日法律第一号(以下「平成五年一月一二日法律第一号」と

二 年度の法律」といふ。)の施行の日から施行する。

(附則) (昭和四六年五月三一日法律第八号) 抄

一 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

(施行期日)

一 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

(附則) (昭和四六年五月三一日法律第八号) 抄

一 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

(附則) (昭和三九年七月一〇日法律第一号) 抄

四 第十四条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、他の処分又は通知その他の行為とみなす。

五 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の鳥獣保護及狩猟二閑スル法律、農薬取締法、温泉法、工業用水法、自然公園法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、公害防止事業団法、大気汚染防止法、騒音規制法、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法、水質汚濁防止法又は農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(以下「整理法」という。)の規定により國の機関がした許可、認可、指定のほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

六 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の整理法の規定により國の機関に対する改正後の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の整理法の相当規定に基づいて、相

当の國の機関に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

(附則) (昭和六〇年五月一八日法律第三号) 抄

一 この法律は、平成五年一月一二日法律第一号(以下「平成五年一月一二日法律第一号」といふ。)の施行の日から施行する。

(附則) (平成五年一月一二日法律第八号) 抄

一 この法律は、平成五年一月一二日法律第一号(以下「平成五年一月一二日法律第一号」といふ。)の施行の日から施行する。

(附則) (平成一一年一二月二二日法律第一号) 抄

一 この法律は、平成一一年一二月二二日法律第一号(以下「平成一一年一二月二二日法律第一号」といふ。)の施行の日から施行する。

(附則) (平成一一年一二月二二日法律第一号) 抄

て、相當の國の機関がした許可、認可、指定その他

の行為とみなす。

二 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の整理法の規定により國の機関に対する改正

後の整理法の規定に基づいて、相當の國の機

機関に對してされた申請、届出その他の行為と

みなす。

三 この法律の施行の際現にこの法律による改正

後の整理法の規定に基づいて、この法律によ

る改正後の整理法の相当規定に基づいて、相

當の國の機関に對してされた申請、届出その他の

行為とみなす。

四 この法律の施行の際現にこの法律による改正

後の整理法の規定に基づいて、この法律によ

る改正後の整理法の相当規定に基づいて、相

當の國の機関に對してされた申請、届出その他の

行為とみなす。

五 この法律の施行の際現にこの法律による改正

後の整理法の規定に基づいて、この法律によ

る改正後の整理法の相当規定に基づいて、相

當の國の機関に對してされた申請、届出その他の

行為とみなす。

六 この法律の施行の際現にこの法律による改正

後の整理法の規定に基づいて、この法律によ

る改正後の整理法の相当規定に基づいて、相

當の國の機関に對してされた申請、届出その他の

行為とみなす。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第三百五条、第三百六条、第三百二十二条、第三百二十六条第二項及び第十三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一二年五月三一日法律第九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日